

(宛先)大田区保健所長

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※二重線枠内は、必ず記載してください。

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：				法人番号：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地						
	(ふりがな)				(生年月日)		
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：						
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
	施設の名称、屋号又は商号						
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥			
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。)			
				講習会名称 年 月 日			
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載				
	自動販売機の型番		業態				
HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は、新規を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理					
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設				☐		
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。				☐		
営業届出	営 業 の 形 態				備考		
	1						
	2						
	3						
廃業年月日		年 月 日					
担当者	(ふりがな)				電話番号		
	担当者氏名						

(裏)

【以下は、許可施設のみ記載】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		☐
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	□①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名	※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (□ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道) ② □ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)	認定番号等		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合			
添付書類	□ 施設の構造及び設備を示す図面		☐	
	□ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		☐	
	□		☐	
	□		☐	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類	備考
	1	第 号 年 月 日		
	2	第 号 年 月 日		
	3	第 号 年 月 日		
	4	第 号 年 月 日		
備考				